

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回行田市地域公共交通会議運賃協議部会	
開 催 日 時	令和7年8月6日（水） 開会：10時30分 閉会：11時15分	
開 催 場 所	行田市商工センター4階 404研修室	
出席者（委員） 氏 名	森原秀敏（会長）、明野真久、川村英輝、高鳥和子 ※敬称略	
欠席者（委員） 氏 名	なし	
事 務 局	【交通政策課】島田課長、綿貫主幹、伊藤主査、廣兼主任	
会 議 内 容	議 事 （1）乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃について	
会 議 資 料	・令和7年度第1回行田市地域公共交通会議運賃協議部会次第 ・出席者名簿 ・乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃について〔資料1－1〕 ・乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃に対する意見募集実施結果について〔資料1－2〕	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴者1名	
議 事 録 の 確 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和7年8月22日	森 原 秀 敏

発 言 者	会 議 の 経 過 （ 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 結 論 等 ）
司 会 会 長 司 会 議 事 務 局 議 事 務 局 川 村 委 員 事 務 局 川 村 委 員 事 務 局 明 野 委 員	1. 開会 ・ ただいまから「令和7年度第1回行田市地域公共交通会議運賃協議部会」を開会する。 ・ 本日は委員全員が出席していることを報告する。 2. 会長あいさつ （会長あいさつ） 3. 議事 ・ 次第3の議事に入る。 ・ 議事に入るにあたり、行田市運賃協議部会設置規程第6条第1号により、議長は部会長とされていることから、ここからは森原部会長に進行をお願いする。 （1）乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃について ・ 次第3の（1）「乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃について」事務局より説明をお願いします。 （資料1、資料1－2に基づき説明） ・ 何か意見や質問はあるか。 ・ スケジュールについて補足するが、本案が承認された後は、実施の届出を30日前までに国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局へ提出してもらいたい。 ・ 期限に間に合うように提出させていただく。 ・ うきしろ号のこれまでの利用実績のなかで、75歳以上の高齢者と同乗する付添人の数を把握しているか。 ・ また、財政負担としては、どのような影響があるのか。 ・ 付添人として利用している人数は集計できていない。 ・ 今回の件は、親は市内在住だが、子どもは車で来ることができない場所に住んでおり、電車等で行田にきて、病院等に付き添うことに使いたいという要望があったことが発端となっている。昨年までのデマンドタクシーでは、貸切型で運行していたため、登録者が予約すれば、市外在住の方も同乗できたが、「うきしろ号」は、市内在住かつ利用者登録をしなければ乗車できないようになっている。 ・ 子どもが市内の別の場所に住んでいれば、利用者登録をすることで、付添人として同乗できるが、そこまで細かく集計することがシステム上難しい。ただ、利用状況を見る限りだと、そこまで多くないと思う。 ・ 事務局の補足となるが、付添人が同乗している高齢者は少ないと思う。他市でも同様の話にはなるが、75歳以上でも1人で通院できるという考え方

	である。要介護の認定がある方などにヘルパーの付き添いが必要となることはあるが、付添人と同乗できるというシステムを75歳以上という年齢で区切ることは、全国的に見てもあまり例がないケースである。ただ、急な体調不良等で付添人が必要になることもあるので、75歳という年齢で区切って付添人を同乗できるようにしてよいと思う。 ・ また、料金についても、付添人がいることで、1席埋まることになり、他の方が乗車できなくなる場合があることから、この金額で妥当だと思う。
川 村 委 員	・ 運転手に対して、乗車の際に乗車する方の年齢確認などの手間はどのようなになるのか。
明 野 委 員	・ 電話予約を受ける際に、オペレーターは利用者の年齢がわかる。また、受付システム上では、利用者それぞれにメモ欄があり「付添人がいる場合あり」と記載することができる。そのため、オペレーターは、少し気を使う必要があるが、運転手には、車内のタブレットから予約情報がわかるため、運転手に手間が増えることはないと思う。
議 長	・ 新たな取組による利用者の利便性向上のため、オペレーターや運転手の方にはお手をかけるが、どうかご協力いただきたい。 ・ 他にあるか。
高 鳥 委 員	・ 80歳以上の方も参加している地区の集会や懇談会では、参加者は自分で会場まで来ることができる人が多いため、「付添人の制度は不要ではないか」との意見もあったが、制度が拡大されることはよいことだと思う。 ・ 運賃については、高齢者と同額の500円が妥当ではないか、との意見があった。 ・ また、運賃とは異なるが利用者から「予約の電話から最低90分かかることから、タクシーを利用する」という意見があったが、予約時間が45分に短縮されたことなどを含めて話をして、利用のPRをさせていただいた。
議 長	・ 75歳以上の親と子ども等その付添人が同乗する際に、電話による予約時に高齢者の付き添いである旨を伝えない場合は、一般料金である600円が適用されるのか。
事 務 局	・ 予約の際に付添人であることを、オペレーターに伝えていただくことで適用となるが、オペレーターからも予約状況を確認していただき、臨機応変に対応できるよう事業者と協議していきたい。
明 野 委 員	・ 余談となるが、「うきしろ号」の運行業務については、運賃収入が直接事業者の利益になるわけではない。 ・ 現在、都内や県南部でも利用者の減少や運転手不足によりタクシー会社が廃社となったところもある。「うきしろ号」もタクシーもどちらも大切な公共交通として、ぜひ利用していただきたい。

議	長	都市圏においてもバス等の公共交通の廃止が報道されている。廃止が決定してから「なぜ廃止するのか」ではなく、日常的に公共交通を利用することが存続につながる。本市においても「日常の足」として活用できる公共交通を目指していく必要がある。
議	長	他に意見や質問はあるか。
委	員	(意見・質問なし)
議	長	それでは、乗合型A I オンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃については、事務局の説明のとおり承認するという事によいか。
委	員	(異議なし)
議	長	異議なしとして、承認することとする。
議	長	本日の議事は以上となるため、これをもって、議長の職を解かせていただき、これからの進行を事務局にお願いする。
		4. その他
司	会	次第4のその他について、事務局より説明する。
事	務	今後の周知方法として、市ホームページや市報9月号に掲載するとともに、利用登録者宛に通知する予定である。
会	長	7月に「うきしろ号」の運行内容を変更し、利用登録者へ通知をしたと思うが、それに対する意見はあったか。
事	務	特に見直しに対する意見はなく、好意的に受け止められたものと思われる。
会	長	通知については、利用者だけでなく、乗降の多い医療機関についても行うことを検討していただきたい。
事	務	医療機関にも通知を行いたいと思う。
		5. 閉会
司	会	これをもって、令和7年度第1回行田市地域公共交通会議運賃協議部会を閉会する。